

平成22年5月31日

会 員 各 位

紛争解決センター運営特別委員会

委員長 水 野 聡

## 紛争解決センターで事実上の合意に達した案件における 即決和解・即日調停の活用について（ご案内）

冠省

日頃より、紛争解決センターにご協力とご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

お陰をもちまして、平成22年は、本会と西三河支部を併せると合計292件（平成21年は326件）の申立があり、当センターは全国の弁護士会ADRの中でも群を抜いて活用されております。

今回、会員各位にご案内するのは、当センターにおいて、養育費の支払いあるいは長期の分割払いなどを含む和解が成立する場合における債務名義の取得方法です。

従来より、当センターでは、①和解の内容を「仲裁判断」とする方法に加え、名古屋家庭裁判所・名古屋簡易裁判所と連携して、②名古屋家庭裁判所の即日調停制度を利用して調停調書を作成するか、③名古屋簡易裁判所において即決和解調書を作成する方法などにより、それぞれ債務名義を取得できるようになっていました。

ところが、実際には、②は実務上取扱い対象事件が限定されていたこと、③は期日が週に1回しか入らないこと、いずれの場合も申立手続がかなり煩雑であることなどにより、利用しにくい面があり、余り活用されてきませんでした。

そこで、今般、当センターでは改めて両裁判所と協議を行い、**当センターを利用して和解が成立する場合には、下記の要領で、これらの制度を活用できることになりました。**

### 1 名古屋簡易裁判所の即決和解の場合

- ① 期日は、原則は水曜日ですが、期日調整が困難な場合には、火・木も期日指定が可能です（火・木の場合は、名古屋簡易裁判所調停部庁舎（一番南側の建物）で行われます。）。
- ② 申立書は、あっせん仲裁申立書を引用することができます。
- ③ 添付資料も原則そのまま利用可能です（コピーで可）。但し、資格証明書については、改めて最新のものの提出が必要です。また、委任状と管轄合意書も別途必要となります。
- ④ 期日の予約は、あっせん・仲裁人が電話で行います。
- ⑤ 即決和解の申立は、上記期日の予約から原則3日以内に、申立人側で行って頂くことが原則です。
- ⑥ 和解条項案の修正の窓口は、あっせん・仲裁人をお願いします。
- ⑦ 但し、あっせん・仲裁の費用と即決和解の費用とは別個にかかります。

## 2 名古屋家庭裁判所の即日調停の場合

① 期日は、火・水・金曜日のうち、いずれか1日です。

② 対象事件は、以下のとおりです。

(一般調停事件)

i) 夫婦関係調整調停事件

但し、現段階では、調停条項が、離婚、親権者指定、養育費、解決金、財産分与等の定型的なものに限られます。

ii) 内縁関係解消調停事件

iii) 婚約不履行に伴う慰謝料請求事件

(乙類調停事件)

i) 婚姻費用分担調停事件

ii) 養育費請求調停事件

iii) 財産分与調停事件

iv) 親権者変更・指定調停事件

v) 年金分割調停事件

③ 調停申立書は、あっせん・仲裁申立書の写しを引用できます。

④ 添付書類についても、戸籍謄本や住民票、戸籍附票等はそのまま利用可能です(原本が当センターに出されている場合は原本を還付します)。

但し、以下のものは別途必要となります。

i) 委任状、管轄合意書(必要な場合)

ii) 婚姻費用分担及び養育費請求条項を含む事案については、当事者双方の収入を疎明する資料(例：給与明細書、源泉徴収票、所得証明書など。コピーで可)

また、婚姻費用分担及び養育費の減額または増額の条項を含む事案については、これらに加えて、現在の債務名義を示すもの(例：調停調書、審判書、公正証書など)及び事情変更を疎明する資料

iii) 財産分与の条項を含む事案については、財産分与の対象となる財産の存在を疎明する資料(例：不動産登記簿謄本、預貯金の残高証明、通帳の写し、保険証券の写し、車検証の写しなど。当センターへ提出した書証のコピーで可)及びこれらを記載した財産目録

⑤ 期日の予約については、調停条項案がまとまった段階で、あっせん・仲裁人が、電話で、裁判所に、期日の予約を入れます。

⑥ 申立書は、原則として申立人側が裁判所に裁判所へ提出することになります。

⑦ 調停条項案の修正の窓口はあっせん・仲裁人をお願いします。

⑧ 但し、あっせん・仲裁の費用と即日調停の費用とは別個にかかります。

以上のとおりですので、今後ますます当センターをご利用頂きますようお願い申し上げます。

草 々